

## 愛媛県中核産業人材確保のための奨学金返還支援制度 登録企業募集要領

### 1 趣旨

愛媛県では、県内産業を支える中核人材となる大学生及び大学院生等（以下「大学生等」という。）の県内定着及びU I Jターン就職を促進するため、大学生等が卒業後、県内企業等に就職した場合に、愛媛県と県内企業等とで出捐した基金により、奨学金の返還を助成することとし、事業の趣旨に賛同いただける企業を募集します。

### 2 対象企業

募集の対象は、次のいずれにも該当する企業とします。

- (1) 大学生等の採用を予定している企業で、愛媛県内に事業所を有する企業
- (2) 以下の日本標準産業分類のいずれかに該当する事業を営む企業

#### ア「ものづくり産業分野」

- ・大分類 D建設業
- ・大分類 E製造業
- ・大分類 I卸売業，小売業
- ・大分類 L学術研究，専門・技術サービス業のうち小分類 742 土木建築サービス業

#### イ「IT関連分野」

- ・大分類 E製造業（再掲）
- ・大分類 G情報通信業

#### ウ「観光分野」

- ・大分類 M宿泊業，飲食サービス業
- ・大分類 N生活関連サービス業，娯楽業のうち小分類 791 旅行業

- (3) 次のいずれにも該当しない企業

- ア 愛媛県暴力団排除条例第2条第1号の暴力団又は同号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する企業
- イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項若しくは第5項に規定する営業を行う企業又はこれらの営業の全部若しくは一部を受託する企業
- ウ 法令に基づき、雇用保険、労働災害保険、健康保険、厚生年金保険に加入する義務があるにもかかわらず加入していない企業
- エ 労働関係法規等の法令に違反している企業
- オ その他、本制度の信頼を損なうおそれのある企業

### 3 登録申請の手続き

以下に記載する登録申請フォームへ必要事項を入力し、電子申請を行ってください。

- (1) 登録申請フォーム <https://logoform.jp/form/XG6n/kigyoutourokushinsei>
- (2) 電子申請に必要な書類

以下の書類について、登録申請フォームから電子データをご提出ください。なお、後日、必要に応じて原本の提出を求められることがありますので、ご了承ください。

- ア 法人登記の履歴事項全部証明書（PDFデータ）  
※ 3か月以内に発行されたもの

※ これまでに登録手続きを行った企業で、商号、本店所在地及び登録の対象となった事業内容に変更がない場合、履歴事項全部証明書の提出は不要です。

イ 会社概要（様式任意）

※ 例：パンフレットまたはHP掲載内容等（PDFデータ）

※ これまでに登録手続きを行った企業で、登録の対象となった事業内容に変更がない場合、会社概要の提出は不要です。

(3) 受付期間 随時

4 登録証の交付等

(1) 申請内容について審査を行い、適正と認められる場合は、登録企業として認定し、登録証を交付します。

(2) 登録企業の情報は、県ホームページや大学等への配付資料への掲載により周知を行います。登録企業においても、自社のホームページや広報物を活用し、大学生等への周知に努めてください。

(3) 登録企業には、奨学金返還支援の対象者と認定された大学生等（以下「助成対象者」という。）の一覧情報を提供します。助成対象者については、各年度、翌年度末に卒業又は修了予定の大学生等を対象とした募集を開始し、適宜認定を行うこととしています。

5 登録変更の手続き

登録内容に変更があった場合は、以下に記載する登録変更フォームへ必要事項を入力し、電子申請を行ってください。

(1) 登録変更フォーム <https://logoform.jp/form/XG6n/kigyoudenkou>

(2) 電子申請に必要な書類（変更があった場合のみ）

以下の書類について、登録変更フォームから電子データをご提出ください。なお、後日、必要に応じて原本の提出を求められることがありますので、ご了承ください。

ア 法人登記の履歴事項全部証明書（PDFデータ）

※ 3か月以内に発行されたもの

イ 会社概要（様式任意）

※ 例：パンフレットまたはHP掲載内容等（PDFデータ）

6 登録廃止の手続き

登録企業は、「2 対象企業」に該当しなくなったとき又は登録を廃止しようとするときは、以下に記載する登録廃止フォームに必要事項を入力し、電子申請を行ってください。

(1) 登録廃止フォーム <https://logoform.jp/form/XG6n/kigyouhaishi>

7 登録の取消し

登録企業が次のいずれかに該当するとき、登録を取り消すことがあります。

(1) 申請内容等に虚偽の記述があったとき。

(2) 「2 対象企業」に該当しないことが明らかになったとき。

(3) 「8 登録企業の義務」が遵守されないとき。

(4) 関係法令等に違反するなど、登録企業として著しく不適切であると認められるとき。

## 8 登録企業の義務

登録企業は、次の条件を守らなければなりません。

- (1) 助成対象者を正社員として採用し、継続して就業した場合、1年間の奨学金返還実績（10月分～翌年9月分）ごとに、返還支援が終了するまでの間、県が設置する基金へ企業負担分を継続して出捐することを確約すること。  
※正社員とは、以下のいずれにも該当する労働者です。
  - ・ 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。
  - ・ 労働者派遣法第2条第2号に定める「派遣労働者」として雇用されている者でないこと。
  - ・ 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じ労働者であること（労働協約又は就業規則に規定する通常の労働者の所定労働時間が明確ではない場合、他の通常の労働者と比べて所定労働時間が同等であること）。
  - ・ 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する労働条件について長期雇用を前提とした待遇（正社員待遇）が適用されている労働者であること。
- (2) 助成対象者の責に帰さない事由により出捐しない場合は、必ず助成対象者の同意を得ること。
- (3) 助成対象者の助成金交付申請に必要な在職証明書等を発行すること。
- (4) 県から提供する助成対象者に関する個人情報については、責任をもって適正に管理し、当事業の目的以外には一切使用しないこと。

## 9 出捐について

- (1) 出捐額  
助成対象者の1年間の奨学金返還実績（10月分～翌年9月分）ごとに、1人当たり年間返還額の2/3又は16.8万円のいずれか低い額の1/2（年最大8.4万円）
- (2) 出捐時期（予定）  
毎年11月頃に県から送付する納付通知書により12月中旬までに出捐いただくことを予定しています。
- (3) 助成対象者の採用数上限  
原則、1社につき2名まで（ただし、採用実績に応じ、予算の範囲内で3名以上に対して助成することも可能。）
- (4) 出捐の期間  
最大7年間（助成対象者1人当たり最大58.8万円の出捐）
- (5) その他
  - ① 愛媛県内に主たる事業所を有していない企業に就職した助成対象者が、県外の事業所等で勤務する場合は、支援の対象になりません。
  - ② 助成対象者の雇入れ日までに登録企業としての認定を受ける必要があります。

## 10 実績報告

助成対象者の採用状況等について、県に報告をお願いします。（報告方法などは、別途ご連絡します。）

11 問合せ先

愛媛県 経済労働部 産業支援局 産業人材課

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

TEL 089-912-2509

MAIL [sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp](mailto:sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp)

WEB サイト

<http://www.pref.ehime.jp/h30580/syougakukinn/henkansenseido.html>